

# 公益財団法人日本オリンピック委員会 総務本部規程

## 第 1 章 総 則

第1条 この規程は、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「本会」という。）定款（以下次条において「定款」という。）第40条の規定に基づき、総務本部（以下「本部」という。）に関することを定める。

## 第 2 章 業 務

第2条 本部は、定款第38条に規定された業務を行う。

## 第 3 章 本 部 委 員

第3条 本部に、次の本部委員を置く。

本部長 1名  
常任委員 若干名  
委員 53名以上70名以内

2 本部長は、理事会の決議によって、理事の中から選任する。

3 常任委員及び委員は、理事会の決議によって次の各号のいずれかに該当する者の中から選任する。

(1) 理事

(2) 加盟団体が各1名推薦する者（原則として当該加盟団体の理事長又は専務理事とする）

(3) 学識経験者

4 常任委員のうちには、副本部長若干名を含むことができる。副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

## 第 4 章 任 期

第4条 本部委員の任期は理事と同一とする。

## 第 5 章 会 議

第5条 本部に、本部会及び常任委員会を置く。

第6条 本部会は、本部委員をもって構成し、本部長が招集して議長となる。

2 本部会は、本部の業務の重要事項について審議する。

3 本部会の決議は、本部委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

4 前項の場合において、加盟団体が推薦する本部委員が欠席しその代理人が出席するときは、これを委員の出席とみなす。

第7条 常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成し、本部長が招集して、その議長となる。

- 2 常任委員会は、本部の業務について審議し、執行する。
- 3 前条第3項の規定は、常任委員会の決議に準用する。

第8条 会長、副会長、専務理事、選手強化本部長及び事務局長(以下「会長等」という。)は、本部会及び常任委員会(以下次項において「本部会等」という。)に出席して意見を述べることができる。

- 2 本部長が必要と認めたときは、本部会等にオブザーバーの出席を求め、その意見を聴取することができる。

## 第 6 章 専 門 部 会

第9条 本部に別表に定める専門部会を置く。

- 2 専門部会は、本部の業務に関し、所掌とされた事項を審議し、本部に意見を具申するとともに本部の諮問に応ずる。
- 3 会長は、特に必要があると認めるときは、臨時に、一の専門部会の所掌に属する事務を他の専門部会に行わせることができる。

第10条 専門部会に、次の専門部会員を置く。

部会長 1名  
部会員 若干名

- 2 部会長は、理事会の決議によって本部委員の中から選任する。
- 3 部会員は、理事会の決議によって次の各号のいずれかに該当する者の中から選任する。
  - (1) 本部委員
  - (2) 加盟団体関係者
  - (3) 学識経験者
- 4 部会員のうちには、副部会長2名以内を含むことができる。副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

第11条 専門部会員の任期は理事と同一とする。

第12条 専門部会は、部会長が招集して、その議長となる。

- 2 第6条第3項の規定は、専門部会の決議に準用する。
- 3 第8条の規定は、専門部会に準用する。この場合において「本部会及び常任委員会」とあるのは「専門部会」と、「本部長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

## 第 7 章 規 程 の 変 更

第13条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成29年7月4日から施行する。

## 別表（第9条第1項関係）

### 専門部会の名称及び所管業務

#### 1 財務専門部会

- (1) 予算、決算、財産、物品及び税務に関すること。
- (2) 補助金、助成金等の交付及び支出の適正化に係る指導及び助言に関すること。
- (3) その他上記に関連すること。

#### 2 表彰専門部会

- (1) 本会の制定する各種表彰に関すること。
- (2) 叙勲及び褒章に関すること。
- (3) 国際オリンピック委員会等国内外の関係組織との表彰に関する連携及び連絡調整に関すること。
- (4) その他上記に関連すること。

#### 3 オリンピック・ムーブメント専門部会

- (1) オリンピック・ムーブメントの推進に関すること。
- (2) オリンピック・ムーブメントの推進に係る関係機関・本会各種委員会との連絡調整に関すること。
- (3) その他上記に関連すること。

#### 4 広報専門部会

- (1) 本会及び加盟団体における広報担当者の人材の育成に関すること。
- (2) 国際総合競技大会に関わる報道機関との連携及び連絡調整に関すること。
- (3) その他上記に関連すること。

#### 5 スポーツ環境専門部会

- (1) スポーツにおける環境活動の在り方に関すること。
- (2) 本会及び加盟団体における環境保全活動に関すること。
- (3) 本会及び加盟団体における環境保全の調査に関すること。
- (4) 国際オリンピック委員会スポーツと環境委員会等国内外の関係組織との連携及び連絡調整に関すること。
- (5) その他上記に関連すること。

#### 6 アントラージュ専門部会

- (1) アスリートに最善の環境を提供する活動に関すること。
- (2) アスリートの健康、社会的発展及び倫理に関すること。
- (3) アスリート、コーチ及びアスリートを支援するすべての関係者の教育・研修に関すること。
- (4) アスリートを支援するすべての関係者との連携及び連絡調整に関すること。
- (5) その他上記に関連すること。

#### 7 国際専門部会

- (1) 国際力の強化及び国際スポーツ交流に関すること。
- (2) 国際オリンピックアカデミーに関すること。
- (3) 加盟団体が実施する世界選手権大会、地域選手権大会等に対する協力、助成及び指導に関すること。
- (4) オリンピック競技大会その他の国際総合競技大会及び国際会議の招致、開催に関すること。
- (5) 国際オリンピック委員会等国際スポーツ組織との連携及び連絡調整に関すること。
- (6) その他上記に関連すること。

#### 8 女性スポーツ専門部会

- (1) スポーツにおける女性の地位向上に関すること。
- (2) 女性アスリートの国際競技力向上のための環境整備に関すること。
- (3) 国際的にも活躍できる女性指導者及び役員者の育成に関すること。
- (4) 国際オリンピック委員会女性とスポーツ委員会等国内外の関係組織との連携及び連絡

調整に関すること。

- (5) 本会加盟団体の女性スポーツ委員会等との連携及び連絡調整に関すること。
- (6) その他上記に関連すること。